

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
(令和7年度第一次補正予算：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後（案）	改 正 前
附 則（「国総地第131号、国自旅第349号」、「国総地第121号、国自旅第194号」、 <u>「国総地第189号、国自旅第151号」</u> ）	附 則（「国総地第131号、国自旅第349号」、「国総地第121号、国自旅第194号」）
第1条（略） (タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業)	第1条（略） (タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業)
第2条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算、 <u>令和6年度予備費及び令和7年度第一次補正予算</u> に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第3条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	第2条 国土交通大臣は、 <u>令和5年度第一次補正予算及び令和6年度予備費</u> に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第3条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
（準用規定） 第3条（略）	（準用規定） 第3条（略）